

「沖縄県障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準条例 (仮称)」骨子案

1 条例の名称

沖縄県障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準条例（仮称）

2 内容

県条例で定める障害福祉サービスの設備及び運営に関する基準の骨子案は下表のとおりとする。（別紙参照）

区分	条項	項目	基準の内容	
			国基準	県基準
防災対策	8	非常災害防災対策	消火その他の非常災害 上記に対する計画策定、体制整備・周知、訓練実施	火災、風水害（大雨・津波など）又は土砂災害等 上記に対する個別の防災計画策定、体制整備・周知、訓練実施
上記以外		職員配置・資格、設備、運営などの基準を規定		国基準どおり

3 上記基準設定の理由

当該規定は、従来、「消火その他の非常災害」という記載であったが、近年、台風や竜巻、大雨による浸水被害、津波、地すべり等の土砂災害が頻発している状況である。

このため、火災の他に、事業所の立地条件により想定される災害に対し、それに応じた個別の防災計画を策定し、連絡体制の整備や実地訓練等を義務付ける。

（参考：条例の基準である省令の名称）

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準
(平成18年9月29日厚生労働省令第174号)

(別紙)

○国の省令に対する県での検討状況

基準の条項	・ 県での検討状況
第一章 総則（第一条—第三条） 第三条 障害福祉サービス事業者の一般原則	<p>【参酌すべき基準】 現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p> <p>その他については、国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p>
第二章 療養介護 (第四条—第三十二条) 第八条 非常災害対策	<p>【参酌すべき基準】 <u>非常災害対策について、前記のとおり独自基準を設ける。</u></p> <p>その他については、国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p>
第三章 生活介護 (第三十三条—第五十条) 第三十七条 規模	<p>【標準】 事業所規模で離島における特例について検討するが、現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p> <p>その他については、国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p>
第四章 自立訓練（機能訓練） (第五十一条—第五十五条)	<p>現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p>
第五章 自立訓練（生活訓練） (第五十六条—第六十一条)	<p>現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p>
第六章 就労移行支援 (第六十二条—第七十条)	<p>現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p>
第七章 就労継続支援A型 (第七十一条—第八十五条)	<p>現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p>
第八章 就労継続支援B型 (第八十六条—第八十八条)	<p>現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p>
第九章 多機能型に関する特例 (第八十九条—第九十一条)	<p>現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p>